



選舉對策聯盟の真相を  
明かにし其逆宣傳を駁す

海員協會

特 240

300

九年二月



始





特240  
300

昭和九年二月二日

海員協會

昭和九年二月

選舉對策聯盟の真相を明かにし其逆宣傳を駁す

昭和九年一月二十五日日本協會第二十八回定期總會が選舉對策聯盟と稱する一派の人によつて攪亂せられ幾多の不體裁を外間に曝露するに至つたことは誠に遺憾千萬では理事者の不徳、不行届の結果であり深く其責任を感じ茲に會員諸君に對し陳謝する次第であります。

併しながら一面、一部小數者の利益の爲に協會全体、高級船員一般の利益の名譽を蹂躪し不顧みず其手段を選ばず只管潜行陰暴を以て總會混亂を敢行し又は之を敢行せしめた人々の行動は如何。

本會は茲に選舉對策聯盟運動の真相を明かにし其逆宣傳を打破すると共に一萬大衆





の批判に訴へむと欲するものである。

二

(一) 選挙対策聯盟並に其運動の真相

今回の混亂を捲き起こしたる選挙対策聯盟なるものは公立商船學校出身者の一部より成る十一會の別働隊として組成されたものであることは諸君も御承知の通りであり又世間一般の確認する處である(今日に於ては十一會と對策聯盟が如何なる關係にあるや不明)而て是等の人々が協會刷新等の美名の下に幹部反對の理由として掲ぐる處は種々あるけれども夫は何れも反對せむが爲めの反對であつて毫も根據無きもののみであることは第四項續述の通りである。

是等の人々が如斯反對運動に狂奔するに至つた原因は實に協會が一昨年失業対策の一として公立商船學校の整理廢合を稱へ更に十一會提唱の商船教育案に反對した處より出發する。

即ち海員協會は曩に十一會が提唱した公立出身者に無試験にて海技免狀を受有せしめむとする案に對し協會年來の既定方針たる船員素質向上、養成調節の二大眼目、就中公立商船學校の整理改善の趣旨に反し徒に失業者の氾濫を來すものにして公立出身者にとつてすら利益なりとは考慮せられず一面實地出身者の進路を擁塞する虞ある等の理由により反對を聲明し爲に右十一會の運動が挫折するに至つた。

之が爲に十一會幹部に於ては此上は海員協會の幹部なり役員なりの多數を自派に收めて海員協會の反對を抑壓し以て右案の復活貫徹を圖り併せて十一會の發展に資する處あらむとして昨年春以來計畫準備を整へ恰も今回の役員改選を利用し十一會出身者並に其縁故者のみを候補者に擁立して極力其當選を期すべく最善の努力を傾注し而も本運動が單に十一會の運動なることをカムフラ―



ジユする爲め十一會とは別個に選舉對策聯盟なるものを結成し公立出身者の尖鋭分子を其の幹部とし之に少數の公立出身以外の會員を混入せしめて一見十一會とは別個の大衆的な運動として名乗りを上げたものであることは一般の容易に看破し認識し得る處である。

從て其目的が十一會独自の利益擁護を主とすることは當然の歸結であり同時に對策聯盟としては理由の有無に不拘必然的に現幹部を排撃しなければならぬ立場に置かれてあることも勿論である。斯くて彼等の掲ぐる反幹部の理由が何等根據無き作爲なることは怪しむに足らない。

## (二) 役員選舉の經過

海員協會は今回の選舉に際しても最も公正妥當なる結果を得むことを希求し準備中なりしも奈何せむ十一會側に於ては半年以前より選舉對策に腐心し只管自派の勢力擴大にのみ努め遂に昭和八年十月初他方面の意嚮には全く無關係にていち早く其候補者を發表し其推薦状と共に協會より投票用紙の送付あるときは其投票を直に封筒と共に對策聯盟宛返送せむことを求めたる書状を一般に配付し、引續て或は演說會を開き或は宣傳書を發送し出入港船に多數の勧誘員を派して宣傳と投票獲得に熱中するに至つた。從て協會では協會當初の志望たり又從來の慣例たる各派協調の下に共同候補者を詮衡して會員各位に推薦するここを得ず成行に放任する外なきに至り從て右對策聯盟の候補者に對し各派より幾通りかの候補者が各別



に推薦され茲に選挙戦開始の己むなき事態となつた。之は誠に遺憾ではあるが對策聯盟が先じて獨自非妥協的態度で挑戦の火蓋を切つた以上不得已成行であつた。

對策聯盟側は頻りに選挙の不正を叫び協會幹部が横暴不當の選挙運動を爲した如く誣ひて居るが如斯事實は全く無根である。

之を事實に照らし協會が如何なる選挙を行ひ又對策聯盟が海に陸に如何なる投票獲得運動を爲したるかは詳説せずとも會員諸君が熟知せらるゝ所で對策聯盟の協會非難は其儘夫子自らに返還すべきものである。

斯くして對策聯盟の猛運動に拘はらず多數會員は此の運動の根底が十一會の勢力擴大運動であり、又協會乗取り策動であることを知るが爲めに大衆の意嚮は斷然聯盟反對に傾ひき到底對策聯盟所期の目的は達成せられ難きに至つたのである。

斯くて對策聯盟側の選挙運動の失敗は明白となつたが協會幹部は自己に反對することを表明しつゝ、ある對策聯盟と雖も尙且之を

捨つること無く出來得る限り其の面目を尊重し幹部支持派と對策聯盟間に融和妥協の途を求めむとして其間に奔走折衝し双方互讓の上候補者を適宜混合調和したる顔振の當選に努めた次第で其の結果今回發表の如く七名の理事中二名の有力なる十一會幹部を含む顔振の當選を見るに至つたのである。

之が爲には協會幹部は從來自己を支持せられたる候補者の若干をも犠牲に供するの己むなきに至つたのである。事情如斯なる以上十一會に於ても對策聯盟に於ても從來の行き懸りを捨て釋然として和衷協同すべきであるに不拘執拗にも選挙敗北の鬱憤を總會攪亂によつて晴らさむこと茲に幾多の陰謀を策するに至つた。



### (三) 總會攪亂の陰謀

八

對策聯盟は總會攪亂の目的を以て暴力團と關係ありと認めらるゝ日本海員組合幹部に反對する部外某一派と連絡し左翼運動に經驗ある某々等を帷幄に招じ偏へに左翼張の潜行運動を以て巧に協會授職部並に無料宿泊所に於ける失業會員と連絡し十餘回に亘り市中に幹部中傷の宣傳ビラを配付して反對氣勢を煽ほり一面不當と認めらるゝ委任狀約貳千（偽造たることこの確証を得たるもの無數）を作成し協會より前日迄に提出すべき催告を爲したるにも不拘總會開會直前に至りて突如之を提出して其審査を不能ならしめ從て總會開會すとも其決議數明確ならざる方法を講じ先づ議場混亂の禍因を作り引て自派擁立の議長と通謀して議事引延ばしに腐心したのである。

斯くて總會當日午後十二時頃に至り出席會員五百二十八名中正の意見を持つる約半數の出席會員が既に退席するを待ち突如として幹部不信認の緊急動議を提出し議長は理事者側より定款により緊急動議の許されざることを説明したるに不拘、適法の議事段階をも盡さずして一舉に表決に付したのである。投票審査の結果右の緊急動議は多數によつて否決せられたものであるが假に可決されたとしても不法無効のものたることは論を俟たない。

然るに對策聯盟側は右の如き御手盛の不信任決議が有效且つ可決されたりと稱し總會後も協會幹部の辭任を迫り其の任務の遂行に尠なからざる妨害を加へつゝあるのである。總會に於ける議事の状況、議案の表決、選挙の結果並に右緊急動議の無効理由等は末尾添付の報告書の通りである。



#### (四) 對策聯盟の逆宣傳を駁す

10

十一會選舉對策聯盟は選舉中並に總會後に於て頻りに幹部反對熱を煽はり就中昭和九年二月二日附阿田本藏の名義を以て大型宣傳ビラを印刷頒布し其内に選舉の不正並に財政の紊亂の事實ありとしてあらゆる侮蔑の言辭を羅列して居る。

選舉の不公正云々は前述の通り全く無意義のもので之を反駁する必要もないが財政紊亂、不當支出等は聞き捨ならぬデマであり、協會として之を黙殺することが出来ない。會計の正確は團體存立の命脈であり、當事者の最高責任であるからである。

以下右阿田ビラに基づき一々其の理由無き所以を説述し様。

一、先づ聯盟は理事者が非常時局に際し何等積極的失業對策を講せず云々と非難を加へて居るが如斯抽象的攻撃は國家に於ても亦團體に於ても亦如何なる時代に於ても常に存在する政府乃至幹部反對と稱する分子の唱ふる常套文句で別に辯

明の必要を見ない。海員協會が過去に如何なる活動を爲したるやは其總會に提出したる毎年の報告書により自ら明であらう。

二、財政紊亂の事實に就ては(阿田ビラ)所載の順序による)

(イ) 會報の印刷費が藤井印刷所の見積に比して約倍額であり故に年額七千余圓の不當支出となると稱して居るが協會の會報の如く其頁數に於て其發行部數に於て又其使用活字に海事關係語多く特殊なる点に於て又圖表、英文等の挿入多き点等に鑑み何處でも刷れるものでない之を完全に契約通りの成績を以て豫約期間内に印刷を完了し納本し協會に迷惑を及ぼさない印刷所は其設備に於て、職工の熟練に於て、萬全を期すべく斯かる印刷所は神戸に於ても極めて少ないものである。見積を取れば安いが實行が出来ない。從來も見積の安いのに



惚れて幾つかの印刷所に注文をした事もあるが結局活字不足、不揃、職工不足、未熟等の爲めに期日は遅れ、校正は不完全、印刷不鮮明其他萬事不満足で非常な困難をした経験がある、従つて單に無責任な見積を取れば幾らも安い所はあるであらふが値段の安い計りで注文することは出来ない。

藤井印刷所なるものが如何なるものであるか知らぬが安からふ悪からふの語もあり、果して完全なる設備を有し克く其の契約を遂行し責任を果し得るものなりや否やは吟味を要する處である。民潮新聞社は幾分市價より高い点があるかも知れぬが右記事由により最も是なりと信じ契約をして居る、然し年々契約を更新して居るので市價の倍額等のことは絶對にあり得ない。

(ロ) 大阪土地を日本海員組合に賣渡すこととなり内金壹萬圓を受取つてあること、並に右金額を總會への會計報告に載せて居ないことを非違の如

く高調して居るが右土地は組合に賣つて内金壹萬圓を受取ることになり現實に金七千百參拾七圓五拾錢を受取つてゐるが其餘の代金全部の受渡が未済の爲め土地の名義は依然として協會に在り現に財産目録に掲載してゐる次第である。従て右の既收内金を財産目録中に入るゝときは二重の計上になるから之を算入してないのは當然である。

併しながら右金額は昭和七年十二月廿六日受取と同時に之を三菱銀行神戸支店の定期に預け入れ協會の會計臺帳には載つて居るので爾來其利子參百貳圓八拾九錢也も記入されて別途に保管されて居る。會員諸君で右通帳を見度い人は御出頭被下ば事務の差支無之限り御目にかけます。



(ハ) 基本財産の不當支出として金壹萬參千余圓が不足金填補の爲に立替拂となつて居ることを指摘して居るが之は理事會に於て基本金の保管方法として暨事の承認を経て一時便宜上經常會計の不足に流用して在るので決して基本金を終局的に處分したものでない。銀行に當座預金とするも亦他の確實なる方法で保管するも何れも定款により理事に許されたる権利であり經常會計に生じた不足を填補する爲め基本金以外に財源無き場合に之を流用しなければ銀行から高利で借る外無い。然しながら銀行に擔保を入れ高利で借るのは協會の爲め殆ど不可能であるのみならず甚だ不利益である。さりとて總會の決議を以て基本金より支出することも考へもので、理事會としては如斯不足は一時的のもので不遠之を經常會計の剩餘により補ひ得るものと確信するので之を損失として打切り總會で基本財産から終局的の支出を爲して填補することを要求せず唯一

時借入により填補し置くを妥當とし、基本金の管理の一法として立替拂をして居るので他に預け入れ又は自ら之を利用するも同じことでは終局的處分でなく一時の融通に過ぎぬから差支へないものと確信するもので、若し見込違ひで經常會計に餘裕を生せず、之を基本金に返還するを得ざるに至れば其時總會の決議を経て之を終局的處分として支出することになるであらふ。

(ニ) 失業救済費別途積立金六千六百圓中五千六百圓也を協會經費に流用してあるのを非難して居るけれども之は昭和七年度に於て協會の經常費に不足を生じたが爲めに不得已失業基金の方から融通を受けたので勿論之は失業救済基金を減らしたのでなく失業救済事業に支出を必要とする場合には何時でも經常會計より返却充當するものであるから毫も差支へ無い。



(ホ)

雑費支出中に病氣見舞金參百餘圓、謝禮金四百餘圓の疑問支出ありと稱して居るが是れは費目が省略されてゐる爲に疑問を生づるので其詳細は

二六

一、病氣見舞六件百參拾壹圓八拾五錢也、供花料十二件百八拾貳圓拾八錢也、寄附金十件貳百圓也、謝禮七件貳百圓四拾五錢也となつて居る。此の病氣見舞とは關係團體又は友誼團體の

幹部等の病氣の際に若干宛の御見舞を爲し供花料は外部團體關係者等の葬儀に際し花環等を贈つたものであり、寄附金も外部に於ける種々の催の際に毎年社交上、慣例上寄附することになつて居るもの又謝禮とは協會出張所無き場所に於ける事務取扱者其他臨時事務囑託の者への謝禮であり何れも當然のもので決して過大不當のものでないことがお判りと思ふ。

(ヘ)

失業救濟寄附金中人件費、交通費等が多いことを如何にも幹部が失業基金を旅費等に濫費して居るかの様に絶叫して居るがこれは海陸就業

者各位よりの有志寄附金のみでなく本會基本金中より失業救濟資金中へ繰入れた金貳萬圓也の殘額をも含んで居る。有志の寄附金に相當する金額は殆んど無料宿泊所の經費に費消されつゝあるが失業救濟資金の用途は之を失業者に分配するのが主たる目的でなく、海員協會が幾多の失業救濟事業を設備、實行維持するに當つて即ち事業遂行の爲に幾多の經費を要するのは當然であり此の事業費充當を旨としてゐる。此の交通費會議費等の大部分は昨年度前期に於ける十一會の教育改革案運動に對抗して行つた運動費として使用されたもので評議員會の賛成を経てゐるものである、若し十一會の彼の議會運動さへなければ斯く迄多額

一七



の費用を要さなかつたであらふ。又授職事業に就ても授職部の就業者手當及び人件費、筆紙墨等も或程度迄は政府から支出されるけれども例へば授職部の件に付諸打合の爲め協會役員が逓信省から招致され或は翌年度の授職部の豫算を取る爲めに逓信省、大藏省等に出頭陳情、運動をする又は海員組合、海事協同會等と事務打合の會合をする又は各地授職事業打合の爲めに事務員が旅行をすると云ふ様なことに相當の旅費や會議費を要するは當然である。然るに之等の費用は勿論政府から出ない、若し之を政府の授職資金から支出せしめると云ふことになれば勢ひ失業者へ支拂ふ授職手當を減額しなければならぬ。結局之は海員協會が負擔する外ないのである。然るに對策聯盟の者は這間の事情を知らながら如何にも失業救済費として寄せた金を大部分旅費等に濫費した様に宣傳して居るのは怪しからぬ次第である。況や此の旅費中には各地授職部就業者が諸調査の爲に要する電車、汽車賃等をも多數含むのであつて其の支出の内譯は明細整然となつて居る。

又米窪氏への支出は勞働調査でなく海外失業救済施設の調査費用であり當然此費目から支出すべきものである。

## (ト)

特殊寄附金即ち船主から金拾八萬圓也の寄附金の内既收金壹萬參千余圓也の内航海指針に金六千貳百圓を流用し交通費等に金千五百圓也を消費して居ると非難して居るが協會が授職事業の一端として航海指針を編輯發行するに當つて多額の經費を必要としたのは當然で此費用は何れ航海指針の賣上げ金を以て充當し得るのであるが不取敢印刷發行に要する費用を支出しなければならぬので。金六千貳百圓を此の寄附金から借りたので、此の借金は航海指針を賣るに従つて返済し遠からず全部償却し得る見込であり既に右報告以來金貳千圓餘を償却して居る。更に金千五百圓也を交通費、會議費、雜費等の爲に消費して居ると云ふが決して金千五百圓を消費したのでなく之は



總會への會計報告にもある通り假拂金となつて居る。此の

假拂金は日本海員組合へしてあるので、即ち船主側から協會、組合が金五拾萬圓の寄附金を受くる迄に又は其後に東京方面への運動、打合等の爲め相當多額の經費も要り又場合によれば幹旋者への謝禮もしなければならぬと云ふので是等の費用は兩團體に於て此の寄附金中より分擔支出する筈で協會負擔分を先づ金千五百圓位に見積り寄附金を受けた時に不取敢組合へ預けてあるので、但し其の清算は今尙付いて居ないから協會では假拂としてあつて今後兩團體間に清算の上協會が負擔すべき分は此内から支出し従て明年度總會へ初めて確定支出となつて明細に報告さるべき筈である。今日は唯金壹千五百圓也の預り證を組合から貰つて居て之を假拂としてあるに過ぎない。即ち右二項とも毫も不當な支出であり得ない。

以上を以て彼等が逆宣傳に利用した會計の不當支出なるもの、真相が御判かりになり其の内容が毫も不當のものでないことが御判明になつたことと思ふ。

元來本會々計は毎月五名の監事が丁寧に之を檢査して居られ決して其性質、計算に不當違算なきことを証明せられて居り更に總會前の評議員會に於て又其後個人的に對策聯盟の人々に委しく説明してあるに不拘之を總會に於て又は宣傳ビラで如何にも不當不法の支出あるが如く言ひ振らし遂に告訴までした事は誠に怪しからぬ次第で當會は何れ司直の手によつて正邪を明確にした上で彼等が悪意を以て個人並に協會の名誉利益を著しく毀損した責任を糾さなければならぬと思つて居る。

(五) 金毘羅權現堂造營費中へ寄附金に就て

對策聯盟の者は協會が理事、評議員會滿場一致の決議を以て船主より受くる寄附金拾八萬圓也の内參萬圓也を日本海員組合長濱田國太郎氏主唱市内布引山に勸請中なる



金毘羅權現に寄附することを決定した(未だ現金は支出し居らず)ことを不當なりとして非難して居るが元來五拾萬圓の寄附金なるものは其の表面上の名目は失業救済費となつて居るけれども其實、政府とは毫も關係なく全く船主の自由意思を以て兩團體へ無條件に寄附されたものであり、就中此内より若干の金毘羅様への寄附を爲すべきことは船主側、海員側に諒解、默契のあつた處で夫れは此の五拾萬圓の寄附金の支出さるゝに至つた起因並に經過から周知且當然のことであつた。従つて協會、組合が此の寄附を受くるや先づ協會參萬圓、組合七萬圓の寄進を爲すべきことの申合せを爲し協會は之に従ひ内部の決定を爲したのである。

殊に右金毘羅宮造營は海員組合の授産事業として行はれたものであり之に寄附することは一面失業救済の爲に支出したことに

なるのである。唯主として海員組合の失業救済に支出した点を非難するものもあらふが元來協會は組合より過去に於て高級船員の失業救済の爲め援助を受け現に大阪土地を原價(時價の約倍額)にて引取方を快諾せられたる等現實の出捐をも受けて居るので、此種寄附金の入つた時に組合の救済事業に援助することは當然の義務である。

#### (六) 經常費の不足に就て

對策聯盟の者は協會が赤字會計であることを非難し如何にも理事の怠慢の如く宣傳して居るが近來不況の影響未だ脱却せず一般収入減少したる一方失業救済事業の進展に連れて出張所の増設、人件費、旅費、雜費に多大の支出増加を來し會計が異常に膨張するに至つたので全く己むを得ざる非常時態である。就中昭和八年度に於ては退職手當金貳千四百圓也の積立を爲しモーターボートに壹千六百拾七圓餘々



イブライター 參百六拾五圓也の支出を爲して居るので結局之等依然本會財産を形成して居るものを除けば眞の不足は金七千九百圓餘である。

而も此の不足に就て諸君に告げ度いのは一昨年來十一會の商船教育案提唱以來協會内部に紛糾絶えず之が對策の爲めに協會は經費に於て時間と勞力とに於て莫大の損失をなし一般事務の遂行に尠なからざる支障を來して居る。更に今回の役員選舉に就ても對策聯盟の反對運動勃發した爲、之れ亦同様人件費、雜費、印刷費に莫大の失費を生じたので若し昨年度、今年度に於て十一會の如斯反對運動無かりせば協會の全勢力は一般高級船員の福利増進の爲めに集注され同時に赤字會計をも避け得たるものなりと信せられ此の兩問題の爲に協會並に十一會、對策聯盟等の費した所は恐らく幾萬圓に達すべく、之に伴ふ精力の消耗を加算するとき莫大なる國家的損失にして而も得る所は反目と感情

の昂進のみ寔に概嘆に堪へないのである。赤字會計を非難するものは先づ此点を吟味すべきである。団体は小異を捨て、大同に即く所に存在し發展の意義並に可能性あり、若し一部の者が其独自の利益のみを固執し敢て大局よりして一般構成分子との調和を考慮せず団体の統制に従ふこと無く、常に決議機關乃至幹部に反抗するに於ては団体の發展到底期すべくもない。或之はを理事者の責に歸するものあるべく勿論理事者の不明、無力もあり大に戒心自責すべきは當然なりと雖も社團法人の理事者は單獨で仕事をして居るのでない。理事七名、監事五名、評議員九十名の合議制度で必ず事前に討議を盡して事務を執行してゐるのである。従て決議機關の決定は一應個人たる理事者とは別個の意思であることを認むべきである。

然るに自己の利益に合致せざる決議は直に之を不當とし之を理事者の個人的迫害なりとし諸機關の決定に反対し又は之を尊重し



要するものは団体人たる能力に欠くる所ある者で先づ統制紊亂の責を負ふべきものである。

以上協會は今期總會に關する大体報告と共に切に一部人士の猛省を促がし宜敷大所高所より高級船員全般の福利を達觀し將來の和衷協同を冀望して已まざるものである。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文章が続く）

昭和九年二月十五日印刷  
昭和九年二月二十日發行

編輯兼 發行人 鈴木倉吉  
神戸市灘區赤坂通八丁目三一七

印刷者 村田與作  
神戸市湊東區荒田町三丁目一九八

印刷所 日進社印刷所  
神戸市湊東區荒田町三丁目一九八

發行所 海員協會  
神戸市神戸區下山手通八丁目一八〇



終

